

## 総会

配布：一般

2016年7月15日

原文：英語

## 人権理事会

### 第32会期

議事日程議題3

### 2016年6月30日に人権理事会により採択された決議

#### 32/2. 性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護

人権理事会は、

世界人権宣言を再確認し、

ウィーン宣言および行動計画が、全ての人権は、普遍的で、分割できずそして相互に依存し且つ相互に関係があること、また国際社会は、同じ条件で、また同じ重点で、公正且つ平等なやり方で人権を地球規模で取り扱わなければならないこと、そして国や地域の特殊性および様々な歴史的、文化的並びに宗教的背景が、心に留められなければならないとは言え、その政治的、経済的および文化的制度にかかわらず、全ての人権と基本的自由を促進しまた保護することは、国家の義務であることを断言していることを想起し、

その中で総会が、人権理事会は、あらゆる種類の差別無しにまた公正且つ平等なやり方で、全ての者に対する全ての人権と基本的自由の保護に対する普遍的な尊重を促進することに対して責任を有すべきであると述べた、2006年3月15日の総会決議60/251もまた想起し

2011年6月17日の17/19および2014年9月26日の27/32の人権理事会諸決議を更に想起し、

国際的な人権アジェンダの共同の持ち主であることを維持しまた客観的且つ対決的でないやり方で人権の問題を審議する必要性を強調し、

その広範なまた均整のとれたアジェンダを支持し、そしてそのあらゆる形態における人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うことを含む、重要な問題に対処するメカニズムを強化することに着手し、

地域的な、文化的なそして宗教的な価値制度を尊重する重要性並びに人権問題を審議することにおける特殊性をくり返し表明し、

歴史的、文化的、社会的および宗教的感受性に関連した問題についての国のレベルでの関連する国内討論を尊重することの基本的重要性を強調し、

国家、特に途上国に対する、関連する国内討論および国のレベルでの意思決定過程に影響を与えることを目的とした、経済的制裁の使用や脅迫および／または政府開発援助に対するコンディショナリティーの適用を通じたものを含む、外部圧力および威圧的な措置の使用を憂慮し、

国際的に合意された人権の法的枠組の外側にある、私的な個人的行為を含む、社会的問題に関連する概念または観念を強いることを求めることにより国際的な人権制度を損ねるあらゆる試みを懸念し、そしてそのような試みが、人権の普遍性に対する無関心の表明を構成することを考慮し、

本決議は、各国の主権並びにその国内法、開発の優先事項、様々な宗教的および種族的価値並びにその国民の文化的背景に対する尊重を確保すると同時に履行されるべきことそして普遍的に認められた国際的な人権と十分に適合すべきであることを強調し、

2007年6月18日の人権理事会諸決議 5/1 および 5/2 を想起し、

1. 全ての人類は、自由として生まれそして尊厳と権利において平等であり、全て人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他

の地位等いかなる差別もなしに、世界人権宣言に規定するすべての権利と自由とを享有する権利を有することを再確認する。

2. 性的指向およびジェンダー・アイデンティティの故に個人に対して犯された、世界のあらゆる地域における、暴力行為と差別を強く憂慮する。

3. 以下の職務権限を持つ、性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家を、3年の期間の間、任命することを決定する。

(a) 最善の慣行およびギャップを特定することと同時に、性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく人々に対する暴力と差別に打ち勝つ方法に関する既存の国際人権文書の実施を評価すること。

(b) 性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく人々に対する暴力と差別の意識を高めること、また暴力と差別の根本原因を特定しそして対処すること。

(c) 対話に従事しそして国家および国際連合機関、計画や基金、地域的な人権メカニズム、国内人権機関、市民社会組織並びに学術研究機関を含むその他の利害関係者と協議すること。

(d) 性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別からの全ての人々の保護に貢献する措置の実施を促進するため国家と協力して活動すること。

(e) 性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づいて人々が直面した暴力と差別の多元的な、交差しているそして更に悪化させられた形態に対処すること。

(f) 性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく人々に対する暴力や差別と闘う国の取組を支援する諮問サービスの提供、技術援助、能力構築および国際協力を実施し、促進しそして支援すること。

4. 独立専門家に対し、第 35 会期からの人権理事会に対し、また第 72 会期からの総会に対し、

年に一回、報告することを要請する。

5. 全ての国家に対し、自国を訪問するという独立専門家の要請に好意的に対応することについて真剣に検討するためまた職務権限保有者の報告において為された勧告を実施することを検討するため、要求されたあらゆる情報を提供することによるものを含めて、職務権限の遂行において独立専門家と、協力することを求める。

6. 国際連合機関、計画および基金、人権メカニズム、国内人権機関、国の独立監視枠組、市民社会、民間部門、資金供与者および開発機関を含む、全ての利害関係者に対し、職務権限保有者が自らの職務権限を遂行することを可能にするため独立専門家と十分に協力することを奨励する。

7. 事務総長および国際連合人権高等弁務官に対し、独立専門家の職務権限の効果的な遂行のために必要なあらゆる人的、技術的および財政的資源を独立専門家に提供することを要請する。

8. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第41回会合

2016年6月30日

[23 対 18、棄権 6 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルバニア、ベルギー、ボリビア（多民族国家）、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ラトビア、メキシコ、モンゴル、オランダ、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、大韓民国、スロベニア、スイス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

反対：

アルジェリア、バングラデッシュ、ブルンジ、中国、コンゴ、コートジボワール、エチオピア、インドネシア、ケニヤ、キルギスタン、モルディブ、モロッコ、ナイジェリア、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、トーゴ、アラブ首長国連邦

棄権：

ボツワナ、ガーナ、インド、ナミビア、フィリピン、南アフリカ]